

DC拠出限度額引上げについての 政令改正

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ご参考にDB年金、厚生基金のお客様にお送りしています。

ポイント

標記につき、今般政令が改正されましたので、ご案内致します。

< 政令の主な内容 >

1. DC拠出限度額の引上げ
2. 施行日:平成22年1月1日

改正の概要

拠出限度額引き上げの内容

1. 企業型

他の企業年金制度なし

46,000円 / 月 51,000円 / 月

他の企業年金制度あり

23,000円 / 月 25,500円 / 月

2. 個人型

第2号被保険者(企業年金制度なし)

18,000円 / 月 23,000円 / 月

第1号被保険者

68,000円 / 月 【変更なし】

以上